

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで

私は、オンライン記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和53年9月30日と記録されているが、同年10月2日に関連会社（B社。現在は、C社）へ異動しただけであり、申立期間についても継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人はA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和53年10月2日にA社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和53年8月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、元事業主も既に死亡している上、C社も不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から平成 3 年 3 月まで

私は、父親が、「20 歳になったので国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を払っているから。」と話していたのを記憶しており、当時、自営業を営んでいた父親が作成した棚卸表の昭和 60 年度から 62 年度までのページに、国民年金保険料額とともに私の名前が記載されていることから、申立期間に係る国民年金の納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立人の父親が作成したとする棚卸表には昭和 62 年度までの記載があり、このうち、60 年度から 62 年度までのページには、国民年金保険料額とその横に申立人の名前が確認できるところ、当該保険料額のうち、61 年度は、定額保険料及び付加保険料を 12 か月分納付した額（9 万円）、62 年度は、定額保険料及び付加保険料の 12 か月分を前納した額（9 万 1,340 円）と一致している。

しかしながら、申立期間の保険料を納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録を見ても、申立人の国民年金の記録は確認できず、ほかに申立人に手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、前述の棚卸表に記載されている昭和 60 年度の保険料額（8 万 3,610 円）は、定額保険料及び付加保険料の 12 か月分を前納した額と一致しているところ、申立人が 20 歳に到達したのは昭和 60 年\*月であり、同年\*月から 61 年 3 月までの定額保険料及び付加保険料を前納した額（6 万 9,990 円）、定額保険料及び付加保険料を納付した額（7 万 1,400 円）、又は定額保険料のみ

を納付した額（6万7,400円）のいずれとも相違する。

さらに、父親が申立人の昭和60年度から62年度までの保険料を納付していたとする場合、A市が保管する父親の国民年金被保険者名簿により、父親は、当該期間について、定額保険料及び付加保険料の12か月分を前納していることが確認できることから、棚卸表の保険料額については、父親と申立人の二人分の保険料額が記載される必要があるところ、一人分の保険料額しか記載されておらず不自然である。

加えて、申立期間は70か月と長期間であり、市役所と社会保険事務所（当時）の双方が納付記録を欠落させるとは考え難い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況について供述を得ることができない。

このほか、前述の棚卸表以外に申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 44 年 6 月まで

私は、17 歳を過ぎた頃に A 県 B 市へ行き、C 社へ入社した。当時の同僚の名前や出張先を記憶しており、同社に 6 年か 7 年ぐらい勤務したと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、申立期間の一部は、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人の申立事業所に係る被保険者記録は確認できない上、申立期間のうち、昭和 41 年 8 月 5 日から同年 9 月 4 日までの期間及び 42 年 2 月 26 日から同年 5 月 19 日までの期間において、申立人は、D 県 E 市に所在する事業所で勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所は、商業登記簿によると、昭和 40 年 3 月 4 日に F 県から A 県 B 市へ本店を移転していることが確認できるところ、適用事業所名簿によると、移転前は 37 年 7 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まで、移転後は同年 9 月 1 日から 59 年 6 月 25 日まで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち、40 年 3 月 31 日から同年 9 月 1 日までは、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、元事業主は、「申立期間当時は、希望した従業員だけ、厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と回答しているところ、複数の同僚も、「申立期間当時、厚生年金保険への加入は、本人の希望により加入させる取扱いであったと思う。」と回答しており、申立人が名前を挙げている同僚 5 人のうち 3 人は、移転前の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び移転後の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申

立期間に名前が見当たらないことから、申立期間当時、申立事業所は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票において、申立期間に被保険者資格を取得している 28 人（元事業主を除く。）のうち、連絡先の判明した 12 人に照会し、8 人から回答を得たところ、複数の同僚が、「申立事業所では、臨時・日雇、下請として勤務する者が多かった。」又は「申立人は、常用日雇として勤務していたと思う。」と回答している。

その上、前述の被保険者名簿及び被保険者原票において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は昭和 47 年 8 月 29 日に払い出されており、申立期間において、別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、事業主から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社のB支店に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。C県職員採用試験に合格したため同社を昭和 50 年 3 月 31 日で退職したが、それまでは正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C県人事課が作成した申立人の人事記録カードに記載されている前歴、及び申立事業所の元B支店長の回答から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元B支店長は、「申立人を採用する際、申立人から、C県庁に就職が決まっているが、現在待機期間中なので、それまでの間、働かせてほしいという希望があり、当初から勤務期間が数か月ということだったのでアルバイトとして採用し、申立人を厚生年金保険には加入させていなかったと記憶している。」と回答している。

また、申立事業所の元事業主は、「当社は、3か月から6か月間の試用期間を設けていたので、従業員を採用しても、採用と同時に厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が名前を挙げた同僚で、元B支店長が開店当初（昭和 47 年頃）から同支店に勤務していたとする事務担当者は、昭和 50 年 1 月 10 日に被保険者資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者原票により、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年6月1日から申立期間後の50年11月1日までに被保険者資格を取得している同僚（役員及びその親族を除く。）が8人確認できるところ、当該8人には、いずれも申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していない上、元事業主は、「賃金台帳、源泉徴収簿などの書類は、事業所の3回の引っ越しで廃棄しており確認できないが、申立人を短期間のアルバイトとして採用したのは明確であり、給与から保険料は控除していなかった。」と回答している。

その上、前述の被保険者原票を見ても、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。